

品種登録出願審査等要領

平成10年12月24日付け10農産第9422号
農産園芸局長通知
改正 平成13年1月6日付け12農産第9079号
平成13年4月1日付け12生産第2795号
平成17年4月1日付け16生産第8109号
平成18年8月1日付け18生産第2734号
平成19年7月4日付け19生産第1796号
平成20年4月1日付け19生産第9986号
平成20年8月1日付け20生産第2670号
平成21年4月1日付け20生産第9855号
平成23年9月1日付け23生産第4304号
平成23年11月17日付け23食産第1554号
平成25年6月10日付け25食産第950号
平成27年10月1日付け27食産第2271号
平成28年4月1日付け27食産第5975号
平成29年4月1日付け28食産第5714号
令和3年1月5日付け2食産第4954号
令和3年4月1日付け2食産第6366号
全部改正 令和4年4月1日付け3輸国第5117号

目次

- 第1 目的
- 第2 出願の受理等
- 第3 出願公表
- 第4 審査の実施
- 第5 特性審査の手続
- 第6 提供された情報の処理
- 第7 出願の拒絶等
- 第8 審査特性の通知及び訂正等
- 第9 品種登録等
- 第10 利用制限に係る指定国又は指定地域の追加等
- 第11 提出された種子の取扱い
- 第12 審査資料の処理・保管
- 第13 判定

第1 目的

この要領は、種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による品種登録出願（以下単に「出願」という。）の審査及び法第35条の3の規定による判定等の手続（以下単に「審査等」という。）を行うに当たって準拠すべき方法を定め、審査等の公正かつ円滑な遂行を図ること等を目的とする。

第2 出願の受理等

1 受理

- (1) 法第5条第1項の願書が到達したときは、これを受理しなければならない
- (2) 出願の受理は、願書に出願の番号及び年月日を記載して行う。出願の年月日は、農林水産省で接受した日とする。（電子出願においては、品種登録出願システムでの電子出願処理が完了した日とする。）
- (3) 出願を受理したときは、別記受理票様式により受理した旨を通知する。

2 方式審査、未譲渡性審査及び名称審査

出願を受理したときは、速やかに、方式審査、未譲渡性審査及び名称審査を行う。

(1) 方式審査

方式審査では、出願が法第12条第1項各号のいずれかに該当しないかについて審査を行う。出願が同項各号のいずれかに該当する場合には、3に定めるところにより、出願者に対して自主的な補正を求め、又は補正を命じる。

(2) 未譲渡性審査

未譲渡性審査では、別添1の「未譲渡性審査基準」に従い、出願品種が法第4条第2項に規定する要件を満たしているかについて審査を行う。出願品種が当該要件を満たしていない場合には、法第17条第1項第1号の規定により出願の拒絶の手続を行う。

(3) 名称審査

ア 名称審査では、別添2の「品種名称審査基準」（以下「品種名称審査基準」という。）に従い、出願品種の名称が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかについて審査を行う。また、法第16条第1項の規定により名称が変更された場合又は当該出願について品種登録を行う場合には、改めて名称審査を行う。

イ 出願品種の名称が法第4条第1項各号のいずれかに該当する場合には、法第16条第1項の規定により、出願者に対し、別記様式1により出願品種の名称の変更を命じる。

ウ 出願公表がされた出願品種の名称の変更を命じた場合であって、変更された出願品種の名称が法第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、法

第16条第2項の規定により、出願の番号及び年月日、出願公表の年月日、変更前の出願品種の名称並びに変更後の出願品種の名称を官報に掲載するとともに、農林水産省の品種登録ホームページで公表する。

エ 出願品種の名称の変更を命じられた者が品種名称変更届を農林水産大臣に提出する期限は、命令に係る書面の送付日から30日以内で指定する期限とする（以下、第8の1の（1）を除き、期限の計算に送付日は算入しない）。なお、当該命令に係る書面は、命令の施行日と同日に、出願者に送付するものとする（以下、補正命令、資料（種苗）提出命令、拒絶理由通知、その他書面の送付日を基準として期限を定める手続について同様とする。）。

正当な理由なく指定した期限までに新たな名称が提出されなかった場合には、法第17条第1項第2号の規定により出願の拒絶の手続を行う。

3 補正命令

- (1) 出願が法第12条第1項各号のいずれかに該当する場合には、別添3の「補正命令の指針」に従い、出願者に対して自主的な補正を求め、又は別記様式2により補正を命じるものとする。また、出願者に対して自主的な補正を求めたにもかかわらず、原則、1か月を経過しても補正が行われない場合には、別記様式2により補正を命じるものとする。ただし、方式の違反が軽微なものであって、出願公表に支障がないものにあつては、出願者に告知の上、自主的な補正を求めずに又は補正命令をしないで、知的財産課審査官又は審査専門職（以下「審査官等」という。）の職権により補正の処理をすることができる。
- (2) 審査官等は、職権により補正の処理をした場合には、願書及び品種登録業務関連システム（以下「VIPS」という。）に記録を残すものとする。
- (3) 補正を命じられた出願者が出願補正書を農林水産大臣に提出する期限は、別記様式2の別紙に定める期限とする。

正当な理由なく指定した期限までに補正書が提出されなかった場合には、法第12条第2項の規定により出願の却下の手続を行う。

4 出願の却下

- (1) 補正を命じられた出願者が、正当な理由なく指定した期限までにその補正をしないとき又は出願者によってなされた補正によってもなお法第12条第1項第1号に該当する場合は、その出願を却下する。ただし、植物体の写真、優先権主張の基礎となる出願があつたことを証明する書面等に関する補正については、当該提出期限までに、出願者から書面で、当該書面等が提出できない理由及び提出期限が示され、その理由及び提出期限が妥当であると判断される場合には、原則として1回に限り、提出期限を延長することができる。
- (2) 出願の却下は、出願者に対し、別記様式3により通知して行う。なお、出願公表がされた出願を却下した場合にあつては、法第13条第2項の規定に

より、却下した出願の番号、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、出願公表の年月日並びに却下の年月日を官報に掲載するとともに、農林水産省の品種登録ホームページで公表する。

5 利用制限届出書の確認

法第21条の2第1項の規定による届出（以下「利用制限届出」という。）があった場合には、別添4の「利用制限届出の確認指針」に従い、当該届出に係る届出書の記載内容を確認し、不備がある場合には、出願者に対し、自主的な補正を求めるものとする。ただし、届出書の記載内容の不備が軽微なものであって、出願公表に支障がないものにあつては、出願者に告知の上、自主的な補正を求めずに審査官等の職権により補正の処理をすることができる。

第3 出願公表

- 1 出願公表は、願書を受理した後、方式審査及び名称審査を実施した出願（法第12条第1項の規定により補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われた出願）について、遅滞なく行う。
- 2 出願公表は、法第13条第1項の規定により、出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称並びに出願公表の年月日を官報に掲載することによって行う。
- 3 利用制限届出があつた品種について出願公表を行う場合には、2の事項と併せて、①法第21条の2第1項第1号イに規定する指定国（以下単に「指定国」という。）の名称及び指定国以外の国に対し種苗等を輸出する行為を制限する旨又は②同項第2号イに規定する指定地域（以下単に「指定地域」という。）の名称及び指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨を官報に掲載する。なお、出願公表前に、指定国又は指定地域の全部又は一部を取り消す旨の届出があつた場合には、当該取消し後のものを掲載する。
- 4 出願公表をした品種については、2の事項（利用制限届出があつた品種については3の事項を含む。）を農林水産省の品種登録ホームページで公表するものとする。

第4 審査の実施

1 審査の順序

審査は、農林水産植物の種類ごとに、原則として出願の受理順に行うものとする。

る。ただし、出願者への資料要求又は補正命令、気象災害等により審査が中断している場合にあっては、この限りでない。

2 審査の基準

- (1) 特性審査は、別添5の「区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準」（以下「一般基準」という。）及び別添6の「種別審査基準の作成について」により別途定める「種別審査基準」（以下単に「種別審査基準」という。種別審査基準が定められるまでの間は、種苗特性分類調査の報告書等。以下同じ。）に従い、実施する。なお、一般基準の定めと種別審査基準の定めとが異なる場合には、後者に従い実施する。
- (2) 名称審査は、品種名称審査基準に従い、実施する。
- (3) 一般基準、種別審査基準及び品種名称審査基準は、植物の新品種の保護に関する国際同盟（以下「UPOV」という。）テストガイドライン基準等の改定、審査技術の向上、育種の動向等に応じ、学識経験者の意見等を踏まえ改定することができる。

3 審査の実施

- (1) 審査及び審査結果の取りまとめは、審査官等が行うものとする。
- (2) 審査官等が出願について利害関係を有するときは、当該審査官等に当該出願に係る審査及び審査結果の取りまとめを担当させてはならない。

4 資料の提出命令

法第15条第1項の規定による資料の提出命令は、別記様式4によるものとする（ただし、第5の7（1）ウ（イ）の規定による栽培試験の通知と併せて種苗の提出を命ずる場合には、別記様式8によるものとする。）。資料の提出期限は、次の表の中欄に掲げる資料についてそれぞれ同表の右欄に掲げるところにより定めるものとする。

正当な理由なく定められた提出期限までに資料が提出されなかった場合には、法第17条第1項第2号の規定により出願の拒絶の手続を行う。ただし、当該提出期限までに、出願者から書面で、資料を提出できない理由を付して期限延長の申出がされ、その理由が正当であると判断されるときは、原則として1回に限りそれぞれ同表の右欄に定める期限の範囲内で提出期限を延長することができる。この場合において、正当な理由とは、台風等の広域的な自然災害により当該植物体が損壊した場合等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。

(1)	植物体の栽培又は試験を必要とする資料	原則として命令に係る書面の送付日から12か月以内で指定する期限
-----	--------------------	---------------------------------

(2)	(1) に掲げる資料以外の資料	命令に係る書面の送付日から30日以内で指定する期限
-----	-----------------	---------------------------

第5 特性審査の手続

1 特性審査に必要な事項に関する情報共有

知的財産課と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）種苗管理センター（以下「センター」という。）は、VIPSの活用等により、出願、登録その他特性審査に必要な事項に関する情報を共有し、業務の効率化及び適正化に努めるものとする。

2 特性審査方法の検討

(1) 審査官等は、出願を受理した場合には、センターと調整の上、遅滞なく、審査計画案を作成するものとする。

(2) (1) の審査計画案を作成するに当たっては、特性審査を行う農林水産植物について、地域性の程度、特別な施設の要否、技術等の要否、特性審査に要する期間の程度等を総合的に勘案した上で、栽培試験、現地調査又は資料調査を選択するものとする。ただし、現地調査又は資料調査を選択する場合には、ア～ウに掲げるところによるものとする。

ア 現地調査の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、(ア) から (ウ) の要件を満たすかどうかの判断に当たっては、別添7の「現地調査及び資料調査の要件の判断について」の第2の1及び2に従って行うものとする。

(ア) 出願者等において、種類別審査基準に基づいて信頼性のある栽培が可能であると認められること。

(イ) 適切な時期に現地調査を実施すれば、審査上必要な特性についての調査を7(2)ウの通知で指定する対照品種と比較して実施することが可能であると認められること。

(ウ) その特性の調査をすべき時期が現地調査の実施時期と異なる特性については、出願者において信頼性のある資料の提出が確実にされると認められること。

イ 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第3の3の中欄に掲げる特別な試験を要する重要な形質（以下「特別調査形質」という。）に係る特性について、資料による調査を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、(ア) から (エ) の要件を満たすかどうかの判断に当たっては、別添7の「現地調査及び資料調査の要件の判断について」の第3に従って行うものとする。

(ア) 出願者等において、種類別審査基準又はセンターの定めるマニュアル等に従い、出願品種の特別調査形質について信頼性のある調査が実施され

たと認められること。

- (イ) 特別調査形質が、種別審査基準において計測によるものと指定された形質である場合は、願書等に記載された出願品種の特性値が適切であることを証明する実測値の資料が提出されていること。
- (ウ) 特別調査形質が、種別審査基準において観察によるものと指定された形質である場合には、願書等に記載された出願品種の特性が適切であることを判断することができる写真、標本等の資料が提出されていること。
- (エ) 特別調査形質について、均一性及び安定性を審査するための資料が提出されていること。

ウ 資料調査の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、

(ア) から (エ) の要件を満たすかどうかの判断に当たっては、別添7の「現地調査及び資料調査の要件の判断について」の第4に従って行うものとする。

- (ア) 出願品種が、種苗法施行令（平成10年政令第368号）第4条に規定する国立研究開発法人、公立試験研究機関、又は知的財産課長がこれらと同等と認める機関等（以下「試験研究機関等」という。）において、種別審査基準に従い、出願品種及び対照品種の特性が、2年以上の特性試験により検定されたものと認められること。
- (イ) 調査の対象となる形質のうち、種別審査基準において計測によるものと指定された形質については、願書等に記載された出願品種及び対照品種の特性値が適切であることを証明する実測値の資料が提出されていること。
- (ウ) 調査の対象となる形質のうち、種別審査基準において観察によるものと指定された形質については、願書等に記載された出願品種及び対照品種の特性が適切であることを判断することができる写真、標本等の資料が提出されていること。
- (エ) 出願品種について、均一性及び安定性を審査するための資料が提出されていること。

エ 出願品種について、UPOV加盟国の審査当局により審査報告書が作成されている場合であって、知的財産課長の命を受けた種苗室長の求めに応じて当該審査当局から審査報告書が提供されたときは、特性審査は、栽培試験又は現地調査を実施せずに資料調査により行うことができる。

オ 現地調査を選択した場合であって、特別調査形質に係る特性の調査のみ、出願者において信頼性のある資料の提出を確実に行うことが困難な場合は、当該調査についてのみ栽培試験とし、その他の重要な形質については現地調査とすることができる。

カ 栽培試験を選択し、かつ、特別調査形質に係る特性を調査する場合において、イに掲げる全ての要件を満たす場合には、当該特性の調査を資料調査により行うことができる。

3 特性審査計画の作成

- (1) 知的財産課長は、2 (1) の審査計画案に従い、別記様式5により特性審査計画を作成するものとする。
- (2) 知的財産課長は、必要に応じて特性審査計画を変更することができるものとする。

4 特性審査計画の通知

知的財産課長は、特性審査計画を定めた場合又はこれを変更（取下げ、拒絶等による変更を含む。）した場合には、その内容を別記様式5の2によりセンターに対し、通知するものとする。

5 研究機構における現地調査又は栽培試験の実施方法の策定

(1) 現地調査又は栽培試験の実施方法の策定

センターは、4の通知があったときは、当該特性審査計画に従い、出願品種ごとに栽培試験・現地調査の個別の実施方法を策定し、知的財産課に対し、速やかにその内容（栽培試験にあっては、出願品種毎の出願者から送付される出願品種の種苗に関する情報（形態、数量、提出期限）、栽培試験実施機関、栽培方法等、現地調査にあっては、出願品種毎の調査場所、出願品種及び対照品種の栽培方法、出願者が実施する調査、実施予定時期、現地にセンターの職員が赴く回数等）をVIPSへの入力等により共有するものとする。ただし、法第15条の2第3項の規定により、関係行政機関、学校その他相当と認める者（以下、「関係行政機関等」という。）に対し、栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼するときは、(3)により農林水産大臣の同意を得た後に栽培試験の個別の実施方法を策定するものとする。

(2) 対照品種のVIPSへの入力

センターは、(1)により策定した出願品種の現地調査又は栽培試験の個別の実施方法に関し、対照品種を選定した場合には、速やかにVIPSに対照品種を入力するものとする。

(3) 栽培試験の実施に関する関係行政機関等への協力依頼

ア 理事（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第10条第3項の規定に基づき、理事のうちから理事長が指名する者一人をいう。以下同じ。）は、特性審査計画に記載された出願品種について、法第15条の2第3項の規定により関係行政機関等に対し、栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼するときは、あらかじめ協力を依頼する出願品種毎の関係行政機関等名、選定及び依頼理由を記載して農林水産大臣の同意を求めるものとする（理事が、研究機構のセンター以外の研究所に対して依頼するときも、同様とする。）。

イ 農林水産大臣は、アにより理事から同意を求められたときは、栽培試験の実施に関する協力を依頼する者の適否を検討し、理事に対し、別記様式6により通知するものとする。

(4) 現地調査又は栽培試験の実施方法の変更

センターは、(1)により策定した現地調査又は栽培試験の実施方法を変更したときは、知的財産課に対し、出願品種毎の変更事項及びその理由をVIPSへの入力等により共有するものとする。

6 審査官等による現地調査の実施方法の策定

知的財産課長は、審査官等が現地調査を実施することとなった出願品種について、別記様式7により現地調査の個別の実施方法を策定するものとする。

7 特性審査の実施手続

(1) 栽培試験

ア 当該出願品種の利害関係者の排除

栽培試験は、当該出願品種の出願者、育成者等の利害関係者に行わせてはならない。

イ 栽培試験方法の決定

栽培試験は、種類別審査基準で定める試験の実施方法に従い、行うものとする。ただし、栽培期間が2生育周期とされている植物については、1生育周期の栽培を行い、2生育周期目の栽培は(4)ア(ア)に従い追加の栽培試験として行うものとする。

ウ 出願者への栽培試験実施の通知

(ア) 農林水産大臣は、栽培試験を実施するに当たっては、5(1)の実施方法に従い、出願者に対し、別記様式8により栽培試験の実施機関、開始予定時期その他必要な事項を通知するものとする。また、知的財産課は、センターに対し、VIPSの活用等により、出願者に栽培試験実施の通知をしたことを情報共有するものとする。

(イ) 栽培試験のため必要な場合には、(ア)の通知と併せて、第4の4に規定するところにより資料の提出を命ずることができる。

(ウ) (イ)の場合において、種苗の提出を命ずるときは、出願番号、農林水産植物の種類名、提出すべき種苗の品種名称、形態、数量、提出期限及び提出先を明示して行うものとする。

(エ) (ウ)の提出命令に基づき提出された種子は、第11に定めるところにより取り扱うものとする。

エ 種苗提出命令違反の取扱い

農林水産大臣は、正当な理由なく、指定された形態及び数量に従った栽培試験に供試することができる種苗が期限までに提出されない場合には、法第

17条第1項第2号の規定により出願を拒絶するための手続を行わなければならない。ただし、上記ウ（ア）の通知から提出期限までの間に、出願者から種苗等の提出について遅延申請があり、かつ、その理由が正当と認められる場合には、原則として1回に限り、その後の栽培試験の実施について見直すものとする。この場合において、正当な理由とは、台風等の広域的な自然災害による当該種苗の損壊等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。

オ 栽培試験に係る手数料の納付（令和4年4月1日以降の出願に係る栽培試験に限る。）

（ア）理事は、農林水産大臣がウ（ア）の通知をしたときは、法第15条の3第2項の規定に基づき、出願者に対し、規則第11条の3第2項に定めるところにより算定した手数料の額、納付期限及び納付方法を別記様式9により通知するものとする。

（イ）（ア）の納付期限は、原則、手数料を通知する書面の送付日から30日以内で指定する期限とする。なお、規則第11条の3第5項の規定により手数料を各年ごとに納付することができる場合には、栽培試験着手時を起算点として2年目以降の納付期限は、栽培試験継続の要否を判断する時期を考慮して植物種類ごとに設定するものとする。また、その場合に、研究機構は、出願者に対し、当該納付期限の30日前を目安に、当該納付期限を別途通知するものとする。ただし、規則別表3の2の下欄に記載された年数よりも短い年数で栽培試験が終了すると見込まれるに至った場合には、以後の別途の通知をしないものとする。

（ウ）理事は、（ア）の通知で指定した期限までに手数料が納付されないときは、法第15条の4第2項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、研究機構に納付すべき手数料の額、指定した納付期限等を付して、その旨を申し立てるものとする。

（エ）農林水産大臣は、（ウ）の申立てがあったときは、法第15条の4第3項の規定に基づき、速やかに、出願者に対し、別記様式10により研究機構に手数料を納付すべきことを命ずるものとする。手数料の納付を命じられた出願者が手数料を納付すべき期限は、当該命令に係る書面の送付日から15日以内で指定する期限とする。また、知的財産課は、センターに対し、VIPSの活用等により、当該命令について速やかに情報共有するものとする。

（オ）理事は、（エ）の命令で指定した期限までに手数料が納付されないときは、農林水産大臣に対し、速やかに、研究機構に納付すべき手数料の額及び納付期限を付してその旨を通知するものとする。

（カ）農林水産大臣は、（オ）の通知を受けたときであって、出願者が手数料を納付しないことについて正当な理由がないと認められる場合には、法第1

7条第1項第2号の規定に基づき、出願の拒絶の手続を行う。

カ 栽培試験実施に係る支障等の通知等

(ア) 理事は、4の通知後、栽培試験の実施中に支障が生じたときは、規則第11条の2第2項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、速やかに、生じた支障の具体的内容、原因等を付してその旨を通知するものとする。

(イ) 知的財産課長は、(ア)の通知があったときは、センターに対し、速やかに別記様式11によりその対処方法等について通知するものとする。

キ 栽培試験結果の通知

理事は、法第15条の2第4項の規定に基づき、おおむね栽培試験終了後、遅滞なく栽培試験の結果を農林水産大臣に通知するものとする。

ク 栽培試験終了後の種苗の廃棄

センターは、栽培試験終了後、他の出願品種の審査のための栽培試験に使用する目的で保管する必要のあるものを除き、出願品種の種苗を廃棄するものとする。また、法第15条の2第3項の規定により関係行政機関等に対し栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼する場合にあっては、理事は、委託先が栽培試験終了後に当該種苗を廃棄する旨を委託契約書に明記するものとする。

(2) 現地調査

ア 現地調査員

(ア) 法第15条第3項（研究機関が現地調査を行う場合にあっては、法第15条の2第3項）の規定により、関係行政機関等に対し、現地調査の実施に関して必要な協力を依頼する場合には、大学、試験研究機関等の職員等であって、育種等についての知識及び経験が豊富な者の中から選定するものとし、2年間を任期として依頼するものとする。ただし、再任を妨げない。

(イ) 農林水産大臣による(ア)の依頼は、次に掲げるところにより行う。

① 知的財産課長は、現地調査を依頼する者の選定案を作成するものとする。

② 農林水産大臣は、①の選定案に基づき現地調査を依頼する者を決定し、別記様式12により依頼するものとする。また、当該現地調査員が機関に所属する場合には、必要に応じて当該機関の長に対しても、別記様式12により依頼するものとする。

(ウ) 研究機関による(ア)の依頼は、次に掲げるところにより行うものとする。

① 理事は、関係行政機関等に対して現地調査の実施に関して必要な協力を依頼することについて、農林水産大臣に対し、関係行政機関等名、調査対象農林水産植物、選定及び依頼理由を付して同意を求めるものとする。

② 農林水産大臣は、①により理事から同意を求められたときは、現地調

査の実施に関して必要な協力を依頼する者の適否を検討し、理事に対し、別記様式13によりその結果を通知するものとする。

- ③ 理事は、②により農林水産大臣の同意を得た者に対し、別記様式12と同様の内容により依頼するものとする。また、当該現地調査員が機関に所属する場合には、必要に応じて当該機関の長に対しても、別記様式12と同様の内容により依頼するものとする。

(エ) (ア) による依頼を受けた者（以下「現地調査員」という。）は、農林水産植物に関する専門的見地から出願品種の審査に関する助言等を行うものとする。

(オ) 出願について利害関係を有する者を、当該出願の現地調査員に選定してはならない。

イ 栽培方法の決定

現地調査により審査を行う場合に出願者に指示する栽培方法は、種類別審査基準において定められた当該植物の特性検定のための試験の実施方法とする。ただし、栽培期間が2生育周期とされている植物についても、1生育周期の栽培を指示するものとする。

ウ 出願者への事前の指示等

農林水産大臣は、研究機構が行う現地調査について5(1)によりセンターから実施方法の共有を受けたとき、又は審査官等が行う現地調査について6により実施方法を策定したときは、出願者に対し、あらかじめ別記様式14により、現地調査の実施方法の計画を通知するとともに、法第15条第1項の規定に基づき、出願品種の植物体の提出を命じるものとする。また、知的財産課は、センターに対し、VIPSの活用等により、出願者に現地調査の実施方法の計画を通知したことを情報共有するものとする。

エ 現地調査に係る手数料の納付（令和4年4月1日以降の出願に係る現地調査に限る。）

(ア) 審査官等が現地調査を行う場合

① 農林水産大臣は、出願者に対し、ウの通知をするときは、これと併せて、法第15条の3第2項の規定に基づき、規則第11条の3第1項に定めるところにより算定した手数料の額、納付期限及び納付方法を別記様式15により通知するものとする。納付期限は、原則、手数料を通知する書面の送付日から30日以内で指定する期限とする。

② 農林水産大臣は、①の通知で指定した期限までに手数料が納付されないときは、法第15条の4第1項の規定に基づき、出願者に対し、別記様式16により手数料を納付すべきことを命ずるものとする。手数料の納付を命じられた出願者が手数料を納付する期限は、当該命令に係る書面の送付日から15日以内で指定する期限とする。

③ 農林水産大臣は、正当な理由なく②の命令で指定した期限までに手数

料が納付されないときは、法第17条第1項第2号の規定に基づき、出願の拒絶の手続を行う。

(イ) 研究機構が現地調査を行う場合

- ① 理事は、農林水産大臣がウの通知をしたときは、法第15条の3第2項の規定に基づき、出願者に対し、規則第11条の3第1項に定めるところにより算定した手数料の額、納付期限及び納付方法を別記様式9により通知するものとする。納付期限は、原則、手数料を通知する書面の送付日から30日以内とする。
- ② 理事は、①の通知で指定した期限までに手数料が納付されないときは、法第15条の4第2項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、研究機構に納付すべき手数料の額、指定した納付期限等を付して、その旨を申し立てるものとする。
- ③ 農林水産大臣は、②の申立てがあったときは、法第15条の4第3項の規定に基づき、出願者に対し、別記様式10により研究機構に手数料を納付すべきことを命ずるものとする。手数料の納付を命じられた出願者が手数料を納付すべき期限は、当該命令に係る書面の送付日から15日以内で指定する期限とする。また、知的財産課は、センターに対し、VIPSの活用等により、当該命令について速やかに情報共有するものとする。
- ④ 理事は、③の命令で指定した期限までに手数料が納付されないときは、農林水産大臣に対し、速やかに、研究機構に納付すべき手数料の額及び納付期限を付してその旨を通知するものとする。
- ⑤ 農林水産大臣は、④の通知を受けたときであって、出願者が手数料を納付しないことについて正当な理由がないと認められる場合には、法第17条第1項第2号の規定に基づき、出願の拒絶の手続を行う。

オ 出願者及び現地調査員への現地調査実施時期の通知等

- (ア) 知的財産課長（研究機構が現地調査を行う場合にあつては、センター）は、出願者に対し、調査の直前に別記様式17（研究機構が現地調査を行う場合にあつては、別記様式18）により現地調査を行う年月、担当者氏名、場所等を通知するものとする。現地調査を行う年月は、対照品種と区別されることが見込まれる特性等の調査適期に設定するものとする。
- (イ) 知的財産課長（研究機構が現地調査を行う場合にあつては、センター）は、担当現地調査員に対し、別記様式19（研究機構が現地調査を行う場合にあつては、別記様式19と同様の内容）により現地調査を行う年月、担当者氏名、場所等を通知するとともに、必要な資料を送付するものとする。また、当該現地調査員が機関に所属する場合には、必要に応じて当該機関の長に対しても、別記様式19（研究機構が現地調査を行う場合にあつては、別記様式19と同様の内容）によりこれらの事項を通知するものとする。

カ 出願者が現地調査等を拒んだ場合等の取扱い

農林水産大臣は、出願者が正当な理由なく現地調査を拒んだ場合には、法第17条第1項第2号の規定により当該出願の拒絶の手続を行わなければならない。ただし、現地調査計画の通知後、出願者から速やかに現地調査の延期について申請があり、かつ、その理由が正当と認められる場合には、原則として1回に限り、12か月以内で現地調査の延期を認めることができるものとする。この場合において正当な理由とは、台風等の広域的な自然災害等による現地調査ほ場の損壊等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。

キ 現地調査の実施において審査官等又はセンターの職員が行う業務

- (ア) 事前に出願者において調査した特性について、計測値、観察結果その他の資料により出願者による調査が適切に行われたか等について検討すること。
- (イ) 調査適期が現地調査の実施時期に当たる特性については、出願者等の立会いを得て審査官等又はセンターの職員が、必要に応じて現地調査員とともに、特性の調査を行うこと。
- (ウ) 調査適期が現地調査の実施時期以外に当たる特性については、現地調査の実施時に、出願者等に対し、形質の種類、調査方法、提出資料、標本等について必要な指示を行い、調査結果等を審査官等又はセンターの職員に送付するよう指示すること。
- (エ) 均一性については、一般基準の第4に従い、繁殖の方法及び異型の数を調査すること。
- (オ) 安定性については、出願品種の育成の経過、形質の固定経過、年数等について出願者から聞き取り等を行い、一般基準の第5に従い、調査すること。
- (カ) その他出願品種の審査に必要な事項について聞き取り等必要な調査を行うこと。

ク 研究機構による現地調査の実施に係る支障等の通知等

- (ア) 理事は、4の通知後、現地調査の実施に支障が生じたときは、規則第11条の2第2項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、速やかに、生じた支障の具体的内容、原因等を付してその旨を通知するものとする。
- (イ) 知的財産課長は、(ア)の通知があったときは、センターに対し、速やかに別記様式11によりその対処方法等を通知するものとする。対処方法等を決定するに当たっては、必要に応じ、現地調査の実施に支障が生じた原因について、出願者又はセンターの意見を聴取するものとする。

ケ 研究機構による現地調査の結果の報告

理事は、現地調査を行ったときは、法第15条の2第4項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、当該現地調査において調査すべき特性の調査の終了後、遅滞なくその結果を通知するものとする。

(3) 再度の現地調査又は栽培試験

ア 知的財産課長は、次のいずれかに該当する場合には、現地調査又は栽培試験を一旦延期又は中止し、再度の現地調査又は栽培試験（以下「再調査又は再試験」という。）を行うものとする。

(ア) (1) エにより出願者から種苗等の提出について遅延申請があり、その理由が正当と認められ、栽培試験の実施について見直すこととされたとき。

(イ) (2) カにより出願者から現地調査の延期について申請があり、その理由が正当と認められ、現地調査の延期を認めたとき。

(ウ) その他規則第11条の2第2項の規定に基づく通知があった場合で、法第17条第1項各号に掲げる拒絶事由に該当しない場合。

イ アに該当することとなった場合には、知的財産課長は、出願者に対し、別記様式20により再調査又は再試験を行う旨、その理由、その他必要な事項を通知するものとする。

ウ 再調査又は再試験を行う場合においては、出願者に対し、現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付を再度徴収しない。

(4) 追加の現地調査又は栽培試験

ア 現地調査又は栽培試験の終了後、次のいずれかに該当する場合には、規則第11条の2第4項に規定する「法第3条第1項各号に規定する要件を備えるか判断できないと認める場合」に該当するものとして、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。

(ア) 現地調査の結果又は現地調査若しくは栽培試験に係る報告書を精査しても、当該出願品種が品種登録の要件を満たしているか否かの判断が困難であるとき（種別審査基準において栽培期間が2生育周期と定められている植物について、1生育周期の現地調査又は栽培試験を終了したときを含む。）

(イ) 出願者から提出された拒絶理由通知に対する意見書の内容の正当性を判断する必要があるとき。

イ アにより追加の現地調査又は栽培試験を行う場合には、農林水産大臣は、出願者に対し、別記様式21により追加の現地調査又は栽培試験を行う旨、その理由その他必要な事項を通知するものとする。

ウ 追加の現地調査を行う場合は、規則第11条の3第1項の規定に基づき、追加の栽培試験を行う場合は、同条第2項及び第3項の規定に基づき、それぞれ手数料の額を算定するものとする。

(5) 資料調査

資料調査は、出願者から提出された出願品種の特性調査データ、写真、植物体等の資料又はUPOV加盟国の審査当局が作成した審査報告書により実施するものとする。

8 審査結果の取りまとめ

審査官等は、審査に必要な資料が整った後、おおむね3か月以内（特段の事情がある場合は6か月以内）に出願品種の審査結果を取りまとめ、当該品種の品種登録の可否について知的財産課長が決定するものとする。

第6 提供された情報の処理

審査官等は、出願公表以降品種登録までの間に出願品種についての情報の提供があった場合には、その内容を検討し、必要があると認められるときは、情報提供者に対して追加の資料の提出又は説明を求め、当該情報を審査結果の取りまとめに反映させることができるものとする。

第7 出願の拒絶等

1 拒絶

- (1) 審査において法第17条第1項の規定により出願を拒絶すべき事由が認められる場合には、同条第3項の規定に基づき、出願者に対し、速やかに別記様式22により当該拒絶の理由を通知するとともに、拒絶の理由の通知に係る書面を送付する日から60日を期限として意見書を提出する機会を与えるものとする。
- (2) 拒絶の理由の通知は、通知書をもって出願者に到達したことを確認することができる方法により行うものとする。
- (3) 期限内に意見書が到達した場合には、審査官等は速やかにその内容を検討し、審査の再開又は拒絶について知的財産課長が決定するものとする。
- (4) 審査を再開する場合には、別記様式23により出願者に通知するものとする。
- (5) 意見書が期限内に到達しなかった場合又は到達した意見書によっても通知した拒絶理由が正当であると認められる場合には、法第17条第1項の規定に基づき出願を拒絶することとし、出願者に対し、別記様式24により出願の拒絶を通知するとともに、法第13条第2項の規定により、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願の番号並びに拒絶の年月日を官報に掲載し、農林水産省の品種登録ホームページで公表するものとする（出願公表後の拒絶に限る。）。

2 取下げ等

出願の放棄又は取下げがあった場合には、法第13条第2項の規定により、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願の番号並びに放棄又は取下げの年月日（出願放棄書または出願取下書を農林水産省で接受した日とする。）を官報に掲載するとともに、農林水産省の品種登録ホームページで公表するものとする（出願公表後の放棄又は取下げに限る。）。

また、知的財産課長は、出願者に対し、別記様式25により放棄又は取下手続を完了した旨を通知する。

第8 審査特性の通知及び訂正等

1 審査特性の通知

- (1) 第5の8の審査結果の取りまとめにより、出願品種について拒絶事由がなく、品種登録するものと決定された場合には、農林水産大臣は、法第17条の2第1項の規定に基づき、出願者に対し、別記様式26により、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を通知するとともに、通知を送付する日から起算して30日を期限として訂正を求める機会を与えるものとする。なお、この場合、期間の計算に送付日を算入する。
- (2) 審査特性の通知は、通知書をもって出願者に到達したことを確認することができる方法により行うものとする。

2 訂正請求があった場合の処理方針

訂正請求があった場合には、審査官等は、別添8の「審査特性の訂正の指針」に従い、処理するものとする。

3 訂正請求の受理及び調査

(1) 受理

ア 訂正請求を受理した場合には、審査官等は、別添8の「審査特性の訂正の指針」の第2に従い、速やかに訂正請求書の内容を確認し、訂正請求書が規則第12条の2第2項で定める方式により作成されていない場合には、出願者に対し、自主的な補正を促す。

イ 訂正請求がアの方式を満たす場合、審査官等は、別添8の「審査特性の訂正の指針」の第3に従い、明らかに訂正請求に係る事実がないと認められるかどうかを審査し、法第17条の2第3項の規定に基づき、当該審査の結果明らかに訂正請求に係る事実がないと認められる場合を除き、出願者に通知した審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

(2) 調査

調査を行うに当たっては、第4から第6までを準用する。なお、調査として栽培試験を行う場合には、以下の点に留意する。

(ア) 規則第12条の3第1項に規定されるとおり訂正請求がされた特性を調査するものとする。

(イ) 令和4年4月1日以前の出願に係る訂正請求についても、現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付の手続を行う。

4 訂正請求の拒絶

調査において法第17条の2第7項において準用する法第17条第1項第2号の規定により訂正請求を拒絶すべき事由が認められる場合には、出願者に対し、別記様式27によりその旨を通知するものとする。

5 訂正の手続

調査の結果、出願者に通知した審査特性が事実と異なることが判明したときは、法第17条の2第4項の規定に基づき、審査特性の訂正をすることとし、同条第5項の規定に基づき、出願者に対し、遅滞なく、別記様式28によりその旨を通知するものとする。

6 訂正をしない旨の決定

次に掲げる場合は、訂正をしない旨の決定をすることとし、法第17条の2第5項の規定に基づき、出願者に対し、遅滞なく、別記様式29により訂正をしない旨及びその理由を通知するものとする。

(ア) 訂正請求が別添8の「審査特性の訂正の指針」の第2の要件を満たさないときであって、出願者が自主的な補正に応じない場合又は自主的な補正によって不備が解消しない場合。

(イ) 3(1)イの審査の結果、明らかに訂正請求に係る事実がないと認めるとき。

(ウ) 調査の結果、出願者に通知した審査特性が事実と異なることが判明しなかったとき。

第9 品種登録等

1 法第17条の2第1項の規定により、出願者に対し審査特性の通知をした場合において、期限までに訂正請求がないとき又は期限までに訂正請求があり、審査特性を訂正したとき、審査特性の訂正をしない旨の決定をしたとき若しくは訂正請求を拒絶したときは、法第18条第2項の規定に基づき、次の事項を品種登録簿に記載して、品種登録をするものとする。

①品種登録の番号及び年月日

②品種の属する農林水産植物の種類

③品種の名称

④品種の審査特性（法第17条の2第4項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

⑤育成者権の存続期間

⑥品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

⑦出願の年月日

⑧出願公表の年月日

⑨出願品種の育成をした者の氏名

- ⑩出願が優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合にあっては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（出願者が特定国に属する場合にあっては、当該特定国出願）をした国名及び特定国出願日
- ⑪願書又は出願者の名義変更の届出書に、育成者権について持分の定めがある旨、共有者間で利用を制限する契約がある旨又は共有者間の分割を制限する契約がある旨が記載されている場合には、その旨
- ⑫利用制限届出があった場合には、次の事項
 - (i) 指定国の名称及び指定国以外の国に対し種苗等を輸出する行為を制限する旨又は指定地域の名称及び指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨（出願公表前に、指定国又は指定地域の全部又は一部を取り消す旨の届出があった場合には、当該取消し後のもの）
 - (ii) 2による公示をした年月日

2 品種登録をした場合には、法第18条第3項の規定により、出願者に対し、別記様式30（出願者が国である場合には、別記様式31）によりその旨を通知し、上記1①から③まで、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑫（(ii)の事項を除く。）を官報に掲載し、農林水産省の品種登録ホームページで公表するとともに、④及び「品種の審査特性の概要」を農林水産省の品種登録ホームページで縦覧に供するものとする。

第10 利用制限に係る指定国又は指定地域の追加等

1 指定国又は指定地域の追加

(1) 品種登録後、法第21条の3第1項の規定による指定国又は指定地域を追加する旨の届出があった場合には、同条第3項の規定により、次の事項を官報に掲載するとともに、農林水産省の品種登録ホームページで公表するものとする。

①品種登録の番号及び年月日

②品種の属する農林水産植物の種類

③品種の名称

④育成者権者の氏名又は名称及び住所又は居所

⑤追加された指定国又は指定地域の名称（公示前に、指定国又は指定地域の追加の一部を取り消す旨の届出があった場合には、当該取消し後のもの）

(2) (1)による公示をした場合には、法第21条の3第4項の規定により、品種登録簿に(1)⑤の事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

2 利用制限届出の取下げ

(1) 品種登録後、法第21条の4第1項の規定による利用制限届出を取り下げる

旨の届出があった場合には、同条第3項の規定により、次の事項を官報に掲載するとともに、農林水産省の品種登録ホームページで公表するものとする。

- ①品種登録の番号及び年月日
- ②品種の属する農林水産植物の種類
- ③品種の名称
- ④育成者権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ⑤利用制限届出に係る事項
- ⑥利用制限届出が取り下げられた旨

(2) (1) による公示をした場合には、法第21条の4第4項の規定により、品種登録簿に(1) ⑥の事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

第11 提出された種子の取扱い

法第15条第1項に基づく資料の提出命令に従って出願者から提出された種子又は出願の際に出願者から任意に提出された種子の取扱いは、別添9の「出願品種の種子の取扱いについて」に定めるところによるものとする。

第12 審査資料の処理・保管

1 資料の処理・保管

次に掲げる資料は、出願品種1件ごとに整理し、登録、拒絶、却下等の処理別・処理順に整理して保管するものとする。

- (1) 願書
- (2) 審査結果
- (3) 審査特性の通知及び訂正に係る文書の写し
- (4) 栽培試験、現地調査の報告書
- (5) 資料等を請求した文書(名称変更、補正命令等を含む。)の写し及び提出された資料等
- (6) 栽培試験又は現地調査を実施するに当たって、出願者、栽培試験実施機関、現地調査員及び関係機関へ通知した文書の写し
- (7) 情報提供の関係資料

2 審査経過の記録

審査官等は、当該出願品種の審査経過を記録するとともに、VIPSに入力するものとする。

第13 判定

1 受理等

- (1) 法第35条の3第1項の規定による判定請求書(以下、単に「請求書」とい

- う。)が到達したときは、これを受理しなければならない。
- (2) 請求書の受理は、請求書に判定番号及び年月日を記載して行う。請求書の受理年月日は、農林水産省で接受した日とする。
- (3) 請求書を受理したときは、別記様式32により判定を求めた者（以下「請求者」という。）に受理した旨を通知する。

2 方式、利害関係の確認

請求書を受理したときは、速やかに、方式、利害関係の確認を行う。

(1) 方式の確認

別添10の「判定の指針」の第2の1に従い、請求書及び添付書類の内容を確認し、請求書が規則第18条の2で定める方式により作成されていない場合には、出願者に対し、自主的な補正を求める。

(2) 利害関係の確認

ア 知的財産課審判官（以下、単に「審判官」という。）は、請求書に記載された判定請求の理由や添付資料の記載を踏まえ、別添10の「判定の指針」の第2の2に沿って、請求者が当該判定に係る登録品種について利害関係を有すると認められるかどうかを判断する。

イ 請求書及び添付資料に請求者が利害関係を有することが十分に示されていない場合には、請求者に対し、自主的な補正を求める。

(3) 以下の場合には、別記様式33により、請求者に対し、判定を実施しない旨を通知し、当該請求に係る判定を実施しないものとする。

ア 請求書及び添付書類に方式の不備があった場合であって、請求者が自主的な補正に応じない場合又は自主的な補正によって不備が解消しない場合

イ 請求書及び添付資料に請求者が利害関係を有することが十分に示されていない場合であって、請求者が自主的な補正に応じない場合又は自主的な補正によっても請求者が利害関係を有すると認められない場合

ウ 請求者から請求の取下げがあった場合

3 調査

判定を行うための必要な調査を行うに当たっては、第4から第6までを準用する。なお、別添10の「判定の指針」の第3及び第4に別途の定めがある場合は、当該定めに従い実施する。

4 判定請求の拒絶

調査において法第35条の3第4項において準用する第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により判定請求を拒絶すべき事由が認められる場合には、判定請求を拒絶することとし、請求者に対し、別記様式34によりその旨を通知するものとする。

5 判定

- (1) 判定及び判定結果の取りまとめは、審査官等による必要な支援を得て、審査官が行う。ただし、審査官が、当該判定の対象となる品種、当該判定に係る登録品種について利害関係を有するときは、当該審査官に判定を担当させてはならない。
- (2) 審査官は、請求書及び添付資料の内容並びに調査の結果を踏まえ、別添10の「判定の指針」の第5に沿って、判定対象品種が判定に係る登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについての検討結果を取りまとめ、審査官による取りまとめを踏まえて、判定対象品種が判定に係る登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて知的財産課長が決定するものとする。

6 結果の通知

5(2)の決定がされた場合には、農林水産大臣は速やかに、法第35条の3第2項に基づき、請求者に対し、別記様式35により判定の結果を通知するものとする。なお、請求者が判定に係る登録品種の育成者権者でない場合には、当該登録品種の育成者権者に対し、別記様式36により判定の結果を通知するものとする。

判定の結果を通知するに当たっては、判定対象品種が判定に係る登録品種の審査特性により明確に区別されない品種といえるかどうかの結論に加えて、①判定対象品種及びその特性の認定、②認定された判定対象品種の特性及び登録品種の審査特性に基づき結論に至った理由を併せて記載するものとする。

7 判定に係る資料の処理・保管

(1) 資料の処理・保管

次に掲げる資料は、判定請求1件ごとに整理し、判定、拒絶、判定の不実施等の処理別・処理順に整理して保管するものとする。

ア 請求書

イ 判定の結果

ウ 栽培試験又は現地調査の報告書

エ 資料等を請求した文書の写し及び提出された資料等

オ 栽培試験又は現地調査を実施するに当たって、請求者、栽培試験実施機関、現地調査員及び関係機関へ通知した文書の写し

(2) 判定に係る手続の経過の記録

審査官は、当該判定に係る手続の経過を記録するとともに、VIPSに入力するものとする。

別添 1

未譲渡性審査基準

第 1 趣旨

この基準は、すべての農林水産植物に共通する審査基準として、出願品種について、法第 4 条第 2 項の規定による未譲渡性の要件を判定するための基準を定めたものである。

第 2 未譲渡性の判定に関する基準

- 1 未譲渡性は、出願品種の種苗又は収穫物について、法第 4 条第 2 項本文の規定（国内において出願の日から 1 年さかのぼった日前に、外国においてその出願の日から 4 年（規則第 2 条で定める木本の植物は 6 年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か。）に該当するか否か、及びこれに該当する場合には、同項ただし書の規定（試験若しくは研究のため又は育成者の意に反して譲渡されたものであるか否か。）に該当するか否かにより判定する。
- 2 法第 4 条第 2 項本文の規定に該当するか否かの判定は、次の基準により行う。
 - (1) 「譲渡」とは、育成者又はその地位の承継人の意思に基づき第三者に対して所有権を移転（これらの者の同意を得て第三者が譲渡する場合を含む。）することをいい、これが有償であるか無償であるかを問わないものとする。
 - (2) 「譲渡」の日とは、出願品種の種苗又は収穫物の所有権が移転された日とする。審査上、「譲渡」の日を確定する必要があると認められる場合には、当該譲渡に係る契約書、経緯等について調査を行うものとする。
 - (3) 「譲渡」の客体は、出願品種の種苗又は収穫物（植物体の全部又は一部をいう。以下同じ。）とする。
 - (4) 「業として」とは、反復又は継続の意思をもって同種の行為を行うことをいい、これが有償であるか無償であるかを問わないものとする。
 - (5) 出願の日から 1 年（外国における譲渡にあつては 4 年、規則第 2 条で定める木本の植物にあつては 6 年。以下同じ。）さかのぼった日は、願書が農林水産大臣に到達した日を「出願の日」とした上、当該出願の日の前日の 1 年前の応当日の翌日を「出願の日から 1 年さかのぼった日」とする。「出願の日から 1 年さかのぼった日」が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たる場合であっても同様とする。
 - (6) 以上により、出願の日から 1 年さかのぼった日の午前零時より前に出願品種の当該種苗又は収穫物が譲渡されていた場合には、未譲渡性の要件を満たさないものと判定する。
- 3 法第 4 条第 2 項ただし書の規定に該当するか否かの判定は、次の基準により行

う。

(1) 法第4条第2項本文の規定に該当する譲渡が試験又は研究のためのものである場合

①「試験若しくは研究のため」の譲渡とは、品種の植物体としての試験研究を目的とする譲渡をいい、個別の譲渡の実態に即して判定する。なお、品種の経済性や市場調査のために行われる試験販売は、「試験若しくは研究のため」に該当しないものとして判定する。

②試験研究の過程における副産物たる収穫物を譲渡した場合には、当該副産物に係る品種が特定できない状態で、かつ、種苗としての転用が困難な形態で譲渡するとき限り、「試験若しくは研究のため」の収穫物の譲渡として判定する。

(2) 法第4条第2項本文の規定に該当する譲渡が育成者の意に反してされたものである場合

①「育成者の意に反してされた」か否かは、育成者又はその承継人の意思（黙示の意思を含む。）に反してされたか否かにより判定する。

②複数の育成者のうち一部の者のみの意思に基づいて出願品種の種苗又は収穫物が業として譲渡された場合には、「育成者の意に反してされた」に該当しないものとして判定する。

別添 2

品種名称審査基準

第 1 趣旨

この基準は、出願品種の名称が法第 4 条第 1 項各号の規定に該当するかを判定するための基準を定めたものである。

第 2 通則

出願品種の名称は、次のいずれかに該当する場合には、品種登録することができない。

1 一つの名称

一つの出願品種について一つでないとき

2 種苗又は類似商品の登録商標

出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。

3 種苗又は類似商品に関する役務の登録商標

出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。

4 出願品種の誤認及び識別に関する混同

次のいずれかに該当し、出願品種に関して誤認を生じ、又はその識別に関して混同を生ずるおそれがあるとき。

(1) 文字等及びその認識・再生

ア 文字等

漢字、平仮名、片仮名、アルファベットの文字、アラビア数字等以外で構成されているもの又は数字のみで構成されている名称であるとき。ただし、当該出願品種が交雑品種の親品種、中間母本その他特定の者のみが使用する品種であるときには、この限りではない。

イ 使用文字等の認識・再生

極端に長い名称など、一般的な使用者が会話又は文書により認識・再生することが困難な名称であるとき。

(2) 特性等の誤認

ア 非有特性

実際には有していない特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

イ 特性のみからなる名称等

出願品種が属する種類に属する他の品種が同じ特性を有している又は有する可能性のある特性について、当該出願品種のみがその特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

ウ 品種由来

事実に反して、他の品種に由来し、又は関係するという誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

エ 品種の価値等

比較級若しくは最上級、その他品種の価値を誤認するおそれがある呼称からなる、又はそのいずれかを含む名称であるとき。

オ 育成者

育成者の同定・識別について混同を生じるおそれがある名称であるとき。

(3) 既存品種の名称

規則第17条に規定する類似の農林水産植物に属する他の品種（以下「他の品種」という。）の名称に同一又は類似のものがあるとき。ただし、当該他の品種が既に栽培されておらず、かつ、当該他の品種の名称が特別の重要性を有していない場合であって、出願品種に関して誤認を生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(4) その他知的財産権等

第2の2及び3のほか、次のいずれかに該当するとき。

ア 国際機関名

国際条約によって商標又はその一部として使用することが排除されている国際機関の名称若しくは略称と同一又は類似の名称を用いているとき。

イ 著名な人名

特定の個人を示す、又は著名な人名と同一若しくは類似の用語を含むことにより、明らかに当該個人又は著名な人名の権利を侵害するおそれがある名称であるとき。ただし、本人等の了解があるときは、この限りではない。

ウ その他

その他出願品種の種苗を業として販売する際に使用が禁止されるおそれがあるとき。

(5) その他識別性

その他、品種の同定・識別を著しく困難にするおそれがあるとき。

(6) 社会通念

社会通念上使用することが適当でない名称であるとき。

(7) 外国先出願の品種の名称との同一性

法第10条第1号及び第2号に規定する「締約国等」及び「同盟国」（以下「同盟国等」という。）において先に出願されている品種であって、我が国において出願されている品種の名称が同盟国等において出願されている品種名称と異なるとき（日本語に翻訳された場合を含む。）。ただし、出願品種の名称が同盟国

等において出願されている品種名称と同一であっても、第2の2から4までに該当するときには、この限りでない。なお、同条第3号に規定されている国又は同条第4号に規定する条約を締結している国において先に出願されている品種であって、他の同盟国等に出願されていないものについては、本項を適用し、同盟国等と同様に取り扱うものとする。

第3 名称の一連性

同一の育成者又は出願者による複数の出願品種について、第2の4（2）ウ及びオの判定に当たっては、名称の一連性をしんしゃくするものとする。

別添3

補正命令の指針

品種登録出願が、次のいずれかに該当せず、方式の違反がある場合には、本要領第2の3に従い、出願の自主補正を促すとともに速やかな提出を求め、補正を命じ、又は方式の軽微な違反については職権により処理するものとする。

第1 願書

1 様式

願書は、規則別記様式第1号により日本語で作成されている（ただし、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の名称並びに農林水産植物の種類の名を除く。）。

2 出願料

品種登録願に出願料として14,000円分の収入印紙がちょう付されており、収入印紙は消印されていない、又は、出願料14,000円を電子納付している。

3 願書を提出する者

出願者又は代理人のいずれかの「□」に「レ」（黒塗りでも可。以下同じ。）が記載されている。

4 「1. 出願者」

(1) 出願者全員の住所又は居所、氏名又は名称、電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレスが記載されている。

なお、2人目以降の出願者を願書別紙を用いないで記載している場合、フリガナ、ローマ字表記、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス若しくはチェック欄の記載に不備がある場合又は住所若しくは居所の記載が住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおり正確に記載されていない場合には、軽微な違反として処理することができる。

(2) 出願者が法人である場合には、代表者氏名の欄に代表者の氏名が記載されている。また、外国法人である場合には、別添様式（「品種登録願を補足する情報」を記載した書面をいう。以下同じ。）に「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質が判るように記載されている。

(3) 共同出願の場合であって、別添様式に持分が記載されているときは、出願者全員の持分の合計が1となるよう記載されている。

(4) 出願者の国籍（出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名）が記載されている。

(5) 代理人による出願である場合、代理人全員の住所又は居所及び氏名又は名称、

電話番号、FAX 番号並びに E-mail アドレスが記載されている。代理人が法人である場合には、代表者氏名の欄に代表者の氏名が記載されている。

なお、2 人目以降の代理人を願書別紙を用いないで記載している場合又はフリガナ、ローマ字表記、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス若しくはチェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

- (6) 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない者が出願者である場合には、日本国内に住所又は居所を有する代理人（法第 10 条の 2 第 1 項に規定する品種登録管理人）により出願されている。ただし、品種登録管理人を有する在外者（法人にあっては、その代表者）が日本国内に滞在している場合には、この限りでない。

5 「2. 文書送付先（国内の住所等）」

文書送付先の住所又は居所、あて名、電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレスが記載されている。

なお、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス若しくはチェック欄の記載に不備がある場合又は住所若しくは居所の記載が住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおり正確に記載されていない場合には、軽微な違反として処理することができる。

6 「3. 農林水産植物の種類」

- (1) 農林水産植物の種類について、規則第 5 条第 1 項及び別表第 2 に従い、学名及び和名が正しく記載されている。

なお、学名若しくは和名のいずれか一方が正しく記載されている場合又は学名及び和名の誤字脱字等を考慮しても各記載が同一の農林水産植物の種類を指す趣旨であることが明らかであると認められる場合には、軽微な違反として処理することができる。

- (2) 出願品種の属する農林水産植物の種類が規則別表第 2 に掲げられていない場合には、軽微な違反として処理し、審査官等が該当する学名を調査の上、願書及び説明書に記載する。

7 「4. 出願品種の名称」

出願品種の名称が明瞭に記載されている。

なお、フリガナ又はローマ字表記の記載に明らかな誤記がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

8 「5. 出願品種の育成者」

- (1) 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合には、出願品種の育成をした者全員の住所又は居所及び氏名が記載されている。

なお、2人目以降の育成をした者を願書別紙を用いないで記載している場合又はフリガナ、ローマ字表記若しくはチェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

- (2) 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合には、出願者が品種登録を受ける地位にある理由について、該当する「□」に「レ」が記載されている。

出願品種が職務育成品種である場合には、別添様式の「2. 職務育成品種」中、「使用者等による出願」又は「従業者等による出願」の該当する「□」に「レ」が記載されており、「従業者等による出願」に「レ」が記載されている場合には、使用者等の名称及び住所が記載されている。

- (3) 出願品種が育成された国の国名が記載されている。

- 9 「6. 外国での出願」から「12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報」まで

該当するか否か等が明らかにされており、該当する場合には、それぞれその内容が明確にわかるよう記載されている。

なお、「6. 外国での出願」の2件目以降の出願先を願書別紙を用いないで記載している場合又はチェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

- 10 「13. 宣誓」

「はい」欄の「□」に「レ」が記載されている。

第2 提出物件及び添付書面

1 提出物件及び添付書面

[I. 提出物件及び添付書面の目録] の記載と提出物件及び添付書面が一致している。ただし、官公署により発行された証明書（公証人等により作成されたものを含む。）については、日本の官公署により発行された証明書については発行の日から3か月以内、外国の官公署により発行された証明書については発行の日から6か月以内のものに限る。

なお、不足する提出物件又は添付書面がなく、目録のチェック欄の記載に不備があるにとどまる場合には、軽微な違反として処理することができる。

2 代理人の権限を証明する書面（委任状等）

代理人による出願の場合には、代理人の権限を証明する書面（委任状等）が添付されている。

当該書面に押印がされている場合には、当該押印がされた印鑑の印鑑登録証明書が添付されている。ただし、氏名が自署されている場合を除く。

3 優先権の主張の基礎となる出願があったことを証明する書面

優先権を主張する場合には、当該優先権主張の基礎となる出願があったことを証明する書面が添付されている。

4 出願品種の植物体の写真

出願品種の植物体の写真は、次の種類について、出願品種の特徴が顕著に現れる時期に撮影した2L判（12.7×17.8センチメートルの長方形）程度の明瞭なカラー写真が、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を付して提出されている。

- (1) 植物体全体（根部を利用する植物以外の植物である場合には、地上部のみで可）の写真
- (2) 主として花を観賞する植物である場合には、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭にわかる写真並びに花の拡大、分解等を行って、花卉等の花の各部位の色、模様その他の形状が明瞭にわかる写真
- (3) 主として果実を利用する植物である場合には、その表面及び内部の形状が明瞭にわかる写真
- (4) 花及び果実以外の部位を主として利用する植物である場合には、主として利用される部位の形状が明瞭にわかる写真
- (5) その他可視的に顕著な区別性が認められる出願品種の特性がわかる写真

5 出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）

出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合には、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面が添付されている。

当該書面に押印がされている場合には、当該押印がされた印鑑の印鑑登録証明書が添付されている。ただし、氏名が自署されている場合を除く。

6 出願者が育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができることを証明する書面

出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面が添付されている。

- (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所。以下「住所等」という。）を有するとき
出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面
- (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき
出願者が締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が当該国に住所等を有することを証明する書面
- (3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の

育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき

ア 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面

イ 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）

ウ 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面

(4) 出願者が日本国以外の法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の法第10条第4号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面

7 翻訳文

委任状、譲渡証明書等その他の添付書面が外国語により作成されている場合には、日本語の翻訳文が添付されている。

第3 説明書

1 「1. 農林水産植物の種類」

願書に記載された農林水産植物の種類と同じ学名及び和名が記載されている。この記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

2 「2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先」

問合せ先の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）が記載されている。この記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

3 「3. 出願品種の名称」

願書に記載された出願品種の名称と同じ名称が記載されている。この記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

4 「4. 出願品種の育成及び繁殖の方法」

(1) 育成方法

出願品種の育成方法について、該当する「□」に「レ」が記載されており、品

種名、系統名等育種素材が十分特定できる程度に記載されている。

(2) 育成経過

出願品種の育成経過について、いつ、どこで、どのように育成したか詳細な経過が具体的に記載されている。発見及びその検定については、発見場所及びその状況、完成までの過程等、出願品種が育成されたものであることがわかるように具体的に記載されている。

(3) 繁殖方法

出願品種の繁殖方法について、該当する「□」に「レ」が記載されており、その他を選択した場合にあっては、その繁殖の方法が具体的に記載されている。

5 「5. 出願品種の形質及び特性」

「出願品種の形質及び特性」欄に、重要な形質のうち選択形質を除く形質に係る特性が、種類別審査基準に従い、記載されている。該当する審査基準がない植物にあっては、類似する植物の審査基準を準用して、主要な形質を少なくとも10種類程度選択して作成されている。

6 「6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性」

「類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性」欄に、類似品種名が記載され、当該類似品種と出願品種の特性の主要な相違点について形質ごとに記載されている。

7 「7. 品種審査において参考となり得る追加情報」

- (1) 出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質の有無について、該当する「□」に「レ」が記載されている。「□はい」欄に「レ」が記載されている場合には、その内容が具体的に記載されている。
- (2) 品種の栽培又は審査の実施に関連する特別の条件の有無について、該当する「□」に「レ」が記載されている。「□はい」欄に「レ」が記載されている場合には、その内容が具体的に記載されている。
- (3) 出願品種の主たる用途が記載されている。
- (4) チェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

8 「8. 栽培の承認」

出願品種を栽培するに当たっての事前の承認等の要否について、該当する「□」に「レ」が記載されている。「□はい」欄に「レ」が記載されている場合には、その承認等に関係する具体的な法令名及びその許可の有無について、該当する「□」に「レ」が記載され、その承認等のコピーが添付されている。

なお、チェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理するこ

とができる。

9 「9. 審査用種苗に関する情報」

通常の栽培において行っている種苗の処理について、該当する「□」に「レ」が記載されている。「□はい」欄に「レ」が記載されている場合には、その詳細が記載されている。

なお、チェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

10 「10. 出願品種の栽培状況に関する情報」

(1) 種子又は種菌を種苗としない品種

種子又は種菌を種苗としない品種にあつては、植物体の維持及び保存場所の住所の欄に、原木、親株等を維持及び保存している場所の住所が記載されるとともに、維持及び保存の方法の欄に、「出願者所有の温室内」等、原木、親株等の維持及び保存の方法が具体的に記載されている。

(2) 現地調査が可能な栽培場所

現地調査が可能な日本国内の栽培場所、当該栽培場所への交通機関及び最寄り駅又は栽培場所を設定する予定年月日等が記載されている。

(3) 作型

露地、施設の該当する□に「レ」が記載され、施設の場合には施設の種類が記載されている。また、「(a) は種、植付け等の適期」欄及び「(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等」欄が記載されている。

上記内容について、写真等と齟齬がない情報が記載されている。なお、記載内容と写真の齟齬が顕著でない場合は、補正は行わず、記載内容が優先されるものとする。

別添4

利用制限届出の確認指針

利用制限届出書が、次のいずれかに該当せず、記載に不備がある場合には、自主補正を促すとともに速やかな提出を求め、又は明白な誤記等の軽微な不備については職権により処理するものとする。

第1 輸出先国の制限に係る特例届出書及び生産地域の制限に係る特例届出書（共通）

1 様式等

規則別記様式第8号の2又は第8号の3により作成されている。

2 提出日

願書と同時に提出されている。

3 出願者

出願者全員の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。以下同じ。）が記載されている。

4 代理人

代理人による届出の場合は、代理人の住所及び氏名が記載されている。

5 農林水産植物の種類

願書に記載されたものと同じ学名及び和名が記載されている。

6 出願品種の名称

願書に記載されたものと同じ名称が記載されている。

第2 輸出先国の制限に係る特例届出書（「3 輸出する行為の制限に係る事項」）

1 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

いずれかの「□」に「レ」が記載されている。

「□国を指定する」欄に「レ」が記載されている場合には、法第21条第2項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の具体的な国名（原則として、UPOV加盟国（一部の植物種のみを保護対象としている国にあっては、出願品種の属する植物種を保護対象としている国）が記載されている。

2 輸出する行為を制限する旨

「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。」欄に「レ」が記載されている。

第3 生産地域の制限に係る特例届出書（「3 生産する行為の制限に係る事項」）

1 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

「地域を指定する」欄に「レ」が記載されており、具体的な地域名が記載されている。

具体的な地域名については、都道府県、市町村等、客観的にその範囲が明確である地域が指定されている。

2 1による地域の指定と出願品種の産地形成の関係

指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等が記載されている。

3 生産する行為を制限する旨

「指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。」欄に「レ」が記載されている。

別添5

区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準

第1 趣旨

この基準は、法第3条第1項各号に規定にする出願品種の区別性、均一性及び安定性を判定するため、すべての農林水産植物に共通して適用される基準を定めたものである。

第2 DUS審査の基本となる形質

1 区別性、均一性及び安定性の審査に用いる形質は次の項目をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の遺伝子型又はその組合わせの結果発現するもの
- (2) ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの
- (3) 品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの
- (4) 詳細な定義及び認識が可能なもの
- (5) 法第3条第1項第2号に規定する均一性の要件を満たすもの
- (6) 法第3条第1項第3号に規定する安定性の要件を満たすもの

2 区別性、均一性及び安定性の審査に必要な植物体の数、栽培年数等の栽培試験その他の試験にかかる設計は、種別審査基準に定めるところによるものとする。

第3 区別性の判定に関する基準

1 区別性の審査は、法第3条第1項第1号に規定する要件（品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 「公然知られた他の品種」は、法第2条第2項に規定する「品種」に該当し、かつ、生きた植物体が存在するものでなければならない。

3 「公然知られた他の品種」のうち、特性データを比較することにより、出願品種と明確に区別することが可能である品種については、出願品種の栽培試験に含める必要はない。出願品種と明確に区別することができない場合には、直接栽培試験又はその他の適当な試験により出願品種と比較しなければならない。

4 2つの品種について、特性が同じであり、均一性の程度のみが違う場合には区別性があると認められない。

5 2つの品種について、特性の差異が一貫しており、かつ、明確である場合には

区別性があると認められる。

6 2つの品種の区別が明確であるか否かの判定方法については、遺伝学的な形質の種類（質的形質、擬似の質的形質又は量的形質）により異なる。

(1) 質的形質

質的形質とは、植物の雌雄、倍数性等階級値が個々に不連続なものをいう。

質的形質について階級値が異なる場合には、品種間に区別性があると判定する。

(2) 擬似の質的形質

擬似の質的形質とは、例えば、形に関する形質で、ある程度連続して変異するが、直線的連続ではなく曲線等2次元以上の複雑な変異をするものをいう。

擬似の質的形質については、卵形、長円形、円形、倒卵形のように区切りを設けて質的形質と同様に取り扱う。原則として、擬似の質的形質の階級値が異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。

(3) 量的形質

量的形質とは、植物の茎の長さのように直線的に連続して変異するものをいう。原則として、栽培試験毎に標準品種等を用いて階級値及び階級幅を設定し、量的形質が1階級値の幅以上異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、直線的に連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。また、統計的有意差をもって区別性があるとする場合は、試験規模、反復数が十分でなければならない。

7 色の識別について、RHSカラーチャートを用いる場合は、使用方法に基づき、標本との色と一致する色カードの色票番号を記録し、明確に異なる場合には、区別性があると判定する。

第4 均一性の判定に関する基準

1 均一性の審査は、有性繁殖、栄養繁殖等の繁殖方法により予測することができる変異を除いて、法第3条第1項第2号に規定する要件（同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 均一性の判定は、種類別審査基準に定めがある種類は、種類別審査基準に従い実施する。種類別審査基準に定めがない種類であってUPOVテストガイドラインが作成されている種類については、UPOVテストガイドラインに定める基準を準用する。UPOVテストガイドラインが作成されていない種類については、以下の基準を準用する。

(1) 栄養繁殖性品種及び自家受粉品種の場合

異型個体の混入数が、繁殖された出願品種の個体数に応じ別表に掲げる最大混入許容数を超えないとき、均一性があると判定する。この場合の異型個体とは、出願品種と第3による区別性が認められる個体をいう。

(2) 他家受粉品種の場合

他家受粉品種は、一般的に品種内の変異の幅が大きく、異型個体の判定が困難であることから、同一の種類に属する既存品種の変異の幅との相対的比較により、既存品種の変異の幅と同程度又は小さいとき、均一性があると判定する。

(3) 交雑品種の場合

交雑品種は、次のとおり、交雑の種類ごとに判定する。

ア 近親交配系（自家受粉する品種とみなす）由来の単交雑品種

(1)の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

イ 両親の少なくとも一方が他家受粉系の単交雑品種

(2)の基準により判定する。

ウ 多元交雑品種

(2)の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

第5 安定性の判定に関する基準

- 1 安定性の審査は、法第3条第1項第3号に規定する要件（繰り返し繁殖させた後において特性の全部が変化しないこと）を満たすものであるか否かについて実施する。
- 2 安定性は、出願品種について、通常の方法によって増殖を繰り返した場合において、すべての繁殖の段階の個体が、第3による区別性の判定に係る特性を発現し、かつ、その均一性を維持しているか否かによって判定する。ただし、出願品種の育成の方法、第4の均一性の判定の結果等により安定性を判定し得る場合にあっては、これらにより安定性があると判定することができるものとする。

別表

均一性判定基準表

出願品種の個体数	最大混入許容数	出願品種の個体数	最大混入許容数
1～5	0	1329～1410	20
6～35	1	1411～1492	21
36～82	2	1493～1575	22
83～137	3	1576～1658	23
138～198	4	1659～1741	24
199～262	5	1742～1825	25
263～329	6	1826～1909	26
330～399	7	1910～1993	27
400～471	8	1994～2078	28
472～544	9	2079～2163	29
545～618	10	2164～2248	30
619～694	11	2249～2333	31
695～771	12	2334～2419	32
772～848	13	2420～2505	33
849～927	14	2506～2591	34
928～1006	15	2592～2677	35
1007～1085	16	2678～2763	36
1086～1166	17	2764～2850	37
1167～1246	18	2851～2937	38
1247～1328	19	2938～3000	39

別添6

種別審査基準の作成について

第1 種別審査基準の作成

- 1 輸出・国際局長（以下「局長」という。）は、規則第1条の定める農林水産植物の区分ごとに、特性審査基準、試験の実施方法を含む種別審査基準を作成するものとする。また、必要に応じて種別審査基準の改正を行うものとする。
- 2 局長は、学識経験者の意見、栽培試験結果、出願者及び外国審査機関の提供資料、各種文献等を基に種別審査基準を作成するものとする。なお、UPOVテストガイドライン又はUPOV加盟国の審査基準と矛盾することのないよう努めるものとする。
- 3 局長は、必要に応じて別記様式37により理事宛てに種別審査基準作成のための情報収集を依頼し、理事は試験栽培等で得られた情報を局長に報告するものとする。
- 4 知的財産課長は、種別審査基準が作成されていない農林水産植物を出願する者に対し、当該植物に関する情報の提供を依頼することができるものとする。

第2 特性審査基準

品種の特性を認定するための基準として、法第2条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定めた重要な形質に即して定めるものとする。

第3 試験の実施方法

品種の特性を判定するための栽培方法をいい、供試個体数、調査方法等を定めるものとする。

別添 7

現地調査及び資料調査の要件の判断について

第1 趣旨

特性審査の方法として現地調査又は資料調査を選択するにあたり、各方法の要件を満たすかどうかの判断に際し、確認すべき事項等を定めたものである。

第2 現地調査

1 基本情報の確認

本要領第5の2(2)ア(ア)から(ウ)の要件を満たすかどうかの判断にあたって、(1)に掲げる基本情報について出願者から確認するものとする。

(1) 現地調査の要件判断に当たっての基本情報

- ア 組織名及び代表者等
- イ 実施体制
- ウ 実施場所（ほ場・施設名、住所）
- エ 調査項目、調査方法及び調査予定時期
- オ 出願者等が実施する調査に用いる機器等の情報
- カ 調査に用いる資材の情報
- キ 作業予定（栽培歴）
- ク 調査データの記録・確認方法
- ケ 出願品種等の生育状況及び特性が確認できる写真

基本情報の確認にあたっては、出願者から直接聴取するほか、予め出願者に確認する事項等を記載したチェックリストを送付し、出願者に当該チェックリストに必要な事項を記載させる方法により行うことができる。

2 確認した基本情報に基づく要件の判断

確認の結果を踏まえ、現地調査を行う場合の実施予定者、実施予定場所、使用予定の資材等が明確であるか、予定している実施方法が種類別審査基準又はセンターの栽培マニュアルに即して、適切に実施可能であるか等を考慮して、現地調査の要件を満たすかどうかを判断するものとする。

3 確認した基本情報の共有

現地調査を実施する際には、審査官等又はセンターの職員は、確認した基本情報を出願者に共有し、これに基づき栽培管理等を行わせるものとし、現地調査の実施時に必要に応じて作業等の内容を確認するものとする。また、必要に応じ、その他の栽培管理及び資料の提出等に係る留意事項について説明を行うものとする。

第3 特別調査形質に係る資料調査

1 本要領第5の2(2)イ(ア)から(エ)の要件の判断に当たって、願書に添付される験概要書及び調査データについて、(1)及び(2)に掲げる項目、事項を確認し、種別審査基準又はセンターの特殊検定マニュアルに即した調査であるか確認を行うものとする。なお、確認にあたっては、必要に応じ出願者への聴取、資料等の提出を求めるものとする。

(1) 特性調査結果概要書に記載すべき項目

願書に添付された特性調査概要書に次の掲げる項目が記載されていることを確認する。

ア 調査実施体制（担当者及び責任者）

イ 調査実施場所

ウ 調査に用いる機器等の情報

エ 種苗（供試品種）、ウイルス・菌、試薬等の情報（入手・管理方法含む）

オ 調査実施方法・時期

カ 調査データの評価方法（評価基準）

キ 調査結果

ク その他添付資料（階級値設定表、特性表（測定値）、写真等裏付け資料）

(2) 各項目に関する確認事項

(1)の各項目について、次の事項を確認するものとする。

ア 調査実施体制

(ア) 当該調査に係る担当者に、同様の試験・研究に係る実務経験があること。

(イ) 当該調査の実施体制には、原則として複数の者を充てることとし、それぞれの役割分担が明確であること

(ウ) 調査責任者が、当該調査が計画どおりに実施されたか、データの記録が適正に行われたか、取りまとめが適正に行われたかについて、確認が行われていること。

イ 調査の実施場所及び関係者以外の立入り制限

(ア) 調査実施場所は、適正な区画が設定され、環境条件等において調査実施にあたり問題がないこと。病虫害の検定調査については、病虫害毎に汚染防止対策が図られ、当該調査区域外への流出防止措置が図られていること。

(イ) 調査区域に部外者がみだりに立ち入らないよう、必要な措置を講じていること。

ウ 調査に用いる機器等の情報

調査に用いる機器等は、調査開始前までに動作の確認、必要に応じて校正が行われていること。

エ 種苗、病原菌等、試薬等の情報（入手・管理方法含む）

- (ア) 供試品種及び病原菌等は、入手先及び入手時期、調査開始までの管理方法等を確認できること。
- (イ) 取違い防止のため、整理番号等を付したラベリングが行われていること。
- オ 調査実施内容・手順・スケジュール
 - (ア) 調査方法が明確であること。試験の手順が種類別審査基準又はセンターの特殊検定マニュアル等と比較し適切であること。
 - (イ) 調査区の株数、調査株数、反復数等が種類別審査基準又はセンターの特殊検定マニュアルに従っていること。
- カ 記録項目・方法及びデータ保存
 - (ア) 特性調査データ以外の調査環境等のデータについても記録されていること。
 - (イ) 作業、栽培管理に係る記録を行う作業日誌が整備されていること。
 - (ウ) 野帳データが保存され、求めに応じて提出可能であること。
- キ 調査データのチェック方法
 - 提出された調査データは、複数の者により確認が行われ、調査責任者により品質の確保がなされていること。
- ク 調査の実施状況及び品種の特性が確認できる写真
 - 供試品種や病斑の写真等調査の内容に応じて、実施状況や品種の特性が確認できる写真が撮影されていること。

第4 資料調査

- 1 本要領第5の2(2)ウ(ア)から(エ)の要件を満たすかどうかの判断にあたっては、願書に添付される特性調査概要書及び調査データについて(1)から(3)に掲げる項目、事項を確認し、種類別審査基準又はセンターのマニュアル等に即した調査であり、審査に必要なかつ十分なデータであるかどうかを判断するものとする。

なお、確認にあたっては、必要に応じ出願者へ聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

(1) 特性調査結果概要書及び調査データに記載すべき基本項目

試験結果概要書及び調査データに次に掲げる基本項目が記載されていることを確認する。

- ア 調査実施体制(担当者及び責任者)
- イ 調査実施場所
- ウ 調査に用いる器具等の情報
- エ 種苗、鉢、用土等の資材の情報
- オ 栽培歴(は種、挿し木、移植、定植等)、施肥(名称、量、時期)、農薬(名称、量、時期)、気象データ(施設においては管理温度)

- カ 調査方法、調査項目、調査年月日
 - キ 特性表
 - ク 階級値設定表
 - ケ 調査の実施状況及び品種の特性が確認できる写真
- (2) 特性調査概要書及び提出された調査データに関する確認事項
- 特性調査概要書及び提出された調査データについて、次に掲げる条件を満たすことを確認する。
- ア 種類別審査基準に即した調査が行われ、2年以上の特性調査により検定されたものであること。
 - イ センターが特性調査マニュアルを公表している種類については、当該マニュアルに即した調査が実施されていること。
 - ウ 対照品種として類似品種（当該出願品種に最も類似する既存品種）が適正に選定されていること。
 - エ 種類別審査基準に定められた標準品種又は既存の登録品種（登録期間が終了したものを含む。）（以下「標準品種等」という。）を選定し、出願品種及び対象品種の評価の指標として調査されていること。
 - オ 種類別審査基準に定められた形質について、出願品種、当該形質の標準品種等及び対照品種について定められた調査株数の年毎の評価（計測値を含む）が添付されていること。
 - カ 種類別審査基準において観察によるものと指定された形質については、願書等に記載された出願品種、対照品種、標準品種等の特性が適切であることを判断することができる RHS カラーチャートの番号、写真等の資料が該当形質ごとに提出されていること。区別性を評価した形質に係る写真は、対照品種との区別性が明確に確認できるものであること。
 - キ 選択形質以外の全ての形質について調査が行われていること。
 - ク 特別調査形質については、第3に即した適切な資料と確認できるものであること。
 - ケ 出願品種の均一性の審査を行うための種類別審査基準に定められる供試株数に占める異型個体の株数、異型の状態が分かる写真等の資料が添付されていること。
 - コ 安定性の審査を行うための複数年の調査データが添付されていること。
 - サ 特性値の決定は、測定値をもとに既存品種と比較して評価されていること。
- (3) 調査データの品質確保に関する確認事項
- 調査データの品質が確保されていることを確認するため、(1)の基本項目等について次の事項を確認するものとする。
- ア 調査実施体制
 - (ア) 当該調査に係る担当者に、同様の試験・研究に係る実務経験が3年以上あること。

- (イ) 当該調査の実施体制には、原則として複数の者を充てることとし、それぞれの役割分担が明確であること
 - (ウ) 調査責任者が、当該調査が計画どおりに実施されたか、調査データの記録が適正に行われたか、取りまとめが適正に行われたかについて、確認を行っていること。
- イ 調査実施場所及び関係者以外の立入り制限
- (ア) 調査実施場所については、適正な区画が設定され、環境条件等において調査実施にあたり問題がないこと。
 - (イ) 調査区域に部外者がみだりに立ち入らないよう、必要な措置を講じていること。
- ウ 調査に用いる機器等の情報
- 調査に用いる機器等は、試験開始前までに動作の確認、必要に応じて校正が行われていること。
- エ 種苗、栽培及び調査関係資材の情報（入手・管理方法含む）
- (ア) 供試品種は、入手先及び入手時期、調査開始までの管理方法等が確認できること。
 - (イ) 用土、肥料及び農薬等は、適切なものが使用されていること。
 - (ウ) 取違い防止のため、整理番号等を付したラベリングが行われていること。
- オ 調査実施内容・手順・スケジュール
- 調査方法が明確であること。調査の手順が種類別審査基準やセンターのマニュアル等と比較し適切であること。
- カ 記録項目、方法及びデータ保存
- (ア) 気象、調査環境等のデータについても記録されていること。
 - (イ) 作業、栽培管理に係る記録を行う作業日誌が整備されていること。
 - (ウ) 野帳データが保存され、求めに応じて提出可能であること。
- キ 調査データのチェック方法
- 提出されたデータは、複数の者によりチェックが行われ、調査責任者により品質の確保がなされていること。

別添 8

審査特性の訂正の指針

第 1 趣旨

この指針は、法第 17 条の 2 の規定による審査特性の訂正に係る手続を行う際の指針を定めたものである。

第 2 審査特性の訂正請求書の確認に関する指針

審査特性の訂正請求書（以下、単に「訂正請求書」という。）が、次の全てを満たすことを確認し、いずれかに不備がある場合には、自主補正を促すとともに速やかな補正書の提出を求め、又は軽微な不備若しくは明白な誤記等については職権により補正の処理をするものとする。

1 様式等

規則別記様式第 7 号の 2 により作成されている。

2 提出日

訂正請求書に記載された年月日及び訂正請求書を受理した日付が、本要領第 8 の 1 の審査特性の通知を送付した日から 30 日以内である。

3 請求者等

出願者全員の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。以下同じ。）が記載されている。代理人による届出の場合は、代理人の住所及び氏名が記載されている。

4 品種登録出願の番号

品種登録出願の番号、品種登録出願の年月日、農林水産植物の種類、出願品種の名称及び審査特性の通知の日付が正しく記載されている。なお、これらの記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

5 訂正の内容

「6（1）訂正事項」の欄に記載された特性が、願書（願書に添付された説明書又はその他添付書類を含む。）に記載した特性のみであるとともに、「6（2）訂正を求める理由」の欄には、審査特性が事実ではなく、願書に記載した特性が事実であると思料する理由が記載されている。

6 添付書類

「7 添付書類の目録」の記載と添付書類が一致している。添付書類として、

願書に記載した特性が事実であることを証する資料が添付されている。

第3 調査の実施に関する指針

- 1 法第17条の2第3項に規定する「明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合」とは、例えば、訂正請求書や添付資料を精査しても、出願者に通知した審査特性が事実と異なるとの疑義を抱かせる事情が認められない場合をいうものとする。
- 2 審査特性とは、種類別審査基準で定められた栽培方法の下で発現する特性を意味することに鑑み、訂正請求において、異なる栽培条件であれば異なる特性が発現する旨の主張がされたとしても、調査をするかどうかを判断するに当たっては、当該主張のみをもって、出願者に通知した審査特性が事実と異なるとの疑義を抱かせる事情があるとは解されないことに留意するものとする。

第4 審査特性の訂正の判断に関する指針

- 1 訂正のための調査の結果、出願者に通知した審査特性と同じ特性が発現した場合には、訂正をしない旨の決定をする。
- 2 訂正のための調査の結果、出願者に通知した審査特性と異なる特性が発現した場合には、特性の相違の内容及び程度、当該品種が属する農林水産植物の種類及び性質、栽培条件等を考慮し、訂正の適否を判断する。

別添9

出願品種の種子の取扱いについて

第1 趣旨

法第15条第1項に基づく資料提出命令に従って出願者から提出された種子又は品種登録の出願の際に出願者から任意で提出された種子の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

第2 種子の受領

センターは、出願者が法第15条第1項に基づく資料提出命令に従い又は任意で提出した種子（種別審査基準で定める数量。ただし、特段の定めのない場合は1,000粒）を受領する。

第3 種子の保管の目的

種子は、品種登録の審査上重要な資料であり、品種登録出願審査が終了するまでの間、法第15条第2項及び第15条の2第1項に定める栽培試験に使用するために保管するものとする。

第4 種子の取扱い

1 種子の検査等

(1) 品種登録の出願の際に任意で提出された場合

ア センターは、出願者から提出された種子が無処理であるか否かを検査するとともに、種子の発芽率を検査するものとし、種子が栽培試験に供試することができないものと認められたときは、知的財産課に対し、VIPS等を介してその結果を共有するものとする。

イ 知的財産課長は、アの共有があった場合は、出願者に対し、本要領第5の7(1)ウ(イ)により、栽培試験実施の通知と併せて、種子の提出を命じるものとする。

(2) 資料提出命令により提出された場合

ア センターは、出願者から提出された種子が無処理であるか否かを検査するとともに、種子の発芽率を検査するものとする。センターによる検査の結果、種子が栽培試験に供試することができないものと認められたときは、理事は、栽培試験の実施中に支障が生じたものとして、本要領第5の7(1)カ(ア)によりその旨を通知するものとする。

イ 知的財産課長は、アの報告があった場合には、本要領第5の7(1)エにより出願を拒絶するための手続を行うものとする。

2 保管期間

(1) センターによる受領後、1の検査により栽培試験に供試することができると認められた種子の保管期間は、以下のとおりとする。

ア 品種登録を受ける品種にあっては、その旨が公示される日まで（令和4年3月31日までに品種登録された品種の種子及び菌株については、令和4年4月1日以降も当分の間、当該品種の育成者権の存続期間が満了するか、品種登録が取り消されるまで保管するものとする。）

イ 品種登録が拒絶された品種及び出願公表後に取り下げられた品種にあっては、その旨が公示される日まで

ウ 出願が却下された品種及び出願公表前に取り下げられた品種にあっては、その旨の情報をセンターが受けた日まで

(2) 品種登録された品種にあっては、センターの業務上必要と認められる場合は、(1)の期間を超え保管できるものとする。

3 種子の使用等

センターは、2(1)の保管期間中、当該種子に係る出願品種又はその他の出願品種の審査のための栽培試験に使用する場合を除き、知的財産課長に協議することなく当該出願品種の種子等を使用し又は引き渡してはならない。

4 種子の処分等

センターは、1により栽培試験に不適となったとき及び2(1)の保管期間を経過したとき(2(2)の場合を除く。)は、当該種子を廃棄又はこれに準じた適切な方法で処分するものとする。

判定の指針

第1 趣旨

この指針は、法第35条の3の規定による判定に係る手続を行う際の指針を定めたものである。

第2 方式及び利害関係の確認に関する指針

1 請求書が以下の方式の全てを満たすことを確認し、いずれかに不備があった場合には、請求者に対し、自主的な補正を求める。

(1) 様式等

請求書が規則別記様式第9号の2により作成されている。

(2) 請求者等

請求者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。以下同じ。）が記載されている。代理人による請求の場合は、代理人の住所及び氏名が記載されている。

(3) 判定に係る登録品種

単一の登録品種の品種登録の番号、農林水産植物の種類、登録品種の名称が正しく記載されている。

(4) 判定の対象となる品種（以下「判定対象品種」という。）

判定対象品種の名称等、単一の判定対象品種を特定し得る情報が記載されている。

(5) 請求の理由

ア 判定対象品種が登録品種の審査特性と比較して明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠が記載されている。

イ 判定に係る登録品種の育成者権者又は専用利用権者（以下「育成者権者等」という。）が請求者である場合には、判定対象品種の利用者の情報、当該品種の入手の経緯等が記載されている。

ウ 育成者権等の侵害を疑われている者など、判定に係る登録品種の育成者権者等以外の者が請求者である場合には、判定対象品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等が記載されている。

(6) 連絡先

連絡先の住所又は居所、氏名（連絡先が法人である場合は、法人名、担当部署及び担当者氏名）、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスが記載されている。

(7) 添付書類

ア 請求書「6 添付書類の目録」と添付書類が一致している。

イ 判定対象品種の植物体の写真として、別添3「補正命令の指針」第2の4の基準に準じたもの（ただし、写真の撮影時期の基準についてはこの限りでない。また、同4（5）については、請求者が登録品種の審査特性と対比して明確に区別されない（又は区別される）と考える根拠となる判定対象品種の特性が明瞭に分かる写真とする。）が添付されている。

ウ 代理人による請求の場合は、代理人の権限を証明する委任状等の書面が添付されている。

2 請求者が当該判定に係る登録品種について利害関係を有することの確認に当たっては、請求者が以下の類型のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、利害関係を有するものと判断するものとする。ただし、利害関係を有する者はこれらに限定されず、判定の請求ごとに個別に判断するものとする。

(1) 請求者が育成者権者等である。

(2) 請求者が判定対象品種を利用している者であって、育成者権者等から育成者権の侵害を疑われている。

第3 調査方法の決定に関する指針

1 判定を行うために必要な調査の方法を決定するに当たっては、本要領第5の2に記載の事項に加えて、以下の事情等を考慮するものとする。

(1) 判定対象品種及び判定に係る登録品種が属する農林水産植物の種類及び性質

(2) 請求者において準備可能な判定対象品種の種苗の形態及び株数（個数）

(3) 請求者により準備可能な判定対象品種の種苗以外の植物体がある場合には、当該植物体の内容及び当該植物体等による資料調査の実施可能性

第4 調査の実施に関する指針

1 調査として現地調査又は栽培試験を行う場合には、以下の点に留意する。

(1) 判定対象品種及び必要な標準品種等の植物体を栽培するものとする。

(2) 請求書の記載又は請求者、センター双方への確認から、請求者が、センターに判定対象品種を寄託し又は判定対象品種の種苗の生産を依頼している事実が確認され、当該種苗による栽培試験が可能な場合には、請求者に種苗提出命令は通知しない。

(3) 現地調査又は栽培試験は、原則、判定に係る登録品種の登録時の種類別審査基準で定められた実施方法に従って行うものとする。なお、栽培試験にあたって請求者に提出させる種苗は、種類別審査基準に記載された形態、株数（個数）の種苗を提出させることを原則とするが、それ以外の形態、株数（個数）の種苗でも判定を行うことが可能と認められる場合は、この限りではない。

(4) 判定対象品種の栽培条件及び栽培環境等を、可能な限り、判定に係る登録品種の審査時と揃えるように努めるものとする。ただし、栽培期間は、種類別審

査基準の記載にかかわらず原則 1 生育周期とする。

(5) 規則第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、判定対象品種の特性のうち、判定に係る登録品種の審査特性に対応するものに限り、調査するものとする。

2 調査として資料調査を行う場合には、請求者から提出された判定対象品種の特性調査データ、写真又は植物体等の資料に基づいて、判定対象品種の特性を調査するものとする。

3 請求者 から提出された植物体（栽培試験のための種苗を含む。）については、請求者から返還の要望がある場合を除き、調査の終了後、廃棄するものとする。

第 5 判定の実施に関する指針

1 判定は、法第 35 条の 3 の規定に基づき、判定対象品種が判定に係る登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて行う。

2 1 の判定をするに当たっては、調査によって、判定対象品種の特性（判定に係る登録品種の審査特性に対応するものに限る。）を確認した上で、当該特性と判定に係る登録品種の審査特性とを比較するものとする。両者を比較するに当たっては、別添 5 の「区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準」の第 3 の基準に沿うものとする。